

# 鳥取縣公報

昭和十五年五月三十一日  
第千三百三十五號

金曜日

本書ノ大キサ國家規格A判

## 告示

鳥取縣告示第三百九十四號  
鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章左ノ通り返納並ニ交付セリ  
昭和十五年五月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	年 月 日	番號	所 屬 廳 名	職 名	氏 名
返納	昭和十五年五月九日	五八	鳥取財務出張所	縣書記	山 田 芳 美
交付	五月二十五日	六五	同	同	沖 田 二 郎

鳥取縣告示第三百九十五號  
昭和十五年五月二十五日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度鳥取縣歳入歳出追加豫算同年度特別會計罹災救助基金歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

00322

昭和十五年五月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

歲入		
經常部	第十一款 使用材料及手數料	一、八〇〇圓
	第十二款 國庫下渡金	一、八〇〇
	第十三款 警察費下渡金	六、九三二
	第十四款 雜收入	六、九二二
臨時部	第八項 過年度收入	四七、七五六
	歲入經常部計	四七、七五六
	歲入臨時部計	五六、四七八
歲入合計		三三五、五二三圓
歲出		
經常部	第一款 統計補助金	二六〇
	第二款 衛生費補助金	九二〇
	第三款 勸業費補助金	九五、七三三
	第四款 社會事業費補助金	二五八、六一〇
	第五款 寄附金	一四、一二五
	第六款 勸業費寄附金	一四、一二五
	第七款 勸業費寄附金	一四、一二五
	歲出合計	四二六、一二六

00323

昭和十五年五月卅一日

歲入		
經常部	第一款 警察給及諸給	一、六〇八
	第二款 警察給及諸給	三、七六一
	第三款 警察廳舍修繕費	八、八四七
	第四款 修繕費	一八、九三六
	第五款 衛生及病院諸費	一、八四〇
	第六款 衛生及病院諸費	一、八四〇
	第七款 勸業試驗場費	五、四七八
	第八款 勸業檢定所費	二〇〇
	第九款 勸業獎勵費	一、四七八
	第十款 社會事業費	一、二〇〇
	第十一款 社會教育費	一、二〇〇
	歲入合計	三六九、六四八
歲出		
經常部	第一款 縣職員費	四七〇圓
	第二款 縣職員費	四七〇
	第三款 縣職員費	四七〇
	第四款 縣職員費	四七〇
	第五款 縣職員費	四七〇
	第六款 縣職員費	四七〇
	第七款 縣職員費	四七〇
	第八款 縣職員費	四七〇
	第九款 縣職員費	四七〇
	第十款 縣職員費	四七〇
	第十一款 縣職員費	四七〇
	歲出合計	四二六、一二六

第三項	社會教育諸費	三三〇
第十七款	縣稅取扱費	二、一五六
第二項	金庫諸費	二、一五六
歲出經常部計		四三、〇一八
臨時部		
第四款	勸業費	五、八六一圓
第一項	勸業費	五、八六一
第三十款	森林治水事業費	六〇、三九〇
第一項	荒廢林地復舊事業費	六〇、三九〇
第三十六款	變費	五九、二四七
第四項	勸業費	五九、二四七
第五十五款	傷痍軍人保護費	九、六〇〇
第一項	傷痍軍人保護費	九、六〇〇
第五十六款	軍事援護費	二四八、〇一〇
第一項	軍事援護費	二四八、〇一〇
歲出臨時部計		三八三、一〇八
歲出合計		四二六、一二六
昭和十五年度特別會計罹災救助基金歲入歲出追加豫算		
第三款	繰入金	五、〇一七圓

第一項	繰入金	五、〇一七
歲入合計		五、〇一七
第一項	罹災救助費	五、〇〇〇圓
第一款	罹災救助費	五、〇〇〇
第一項	救助費	五、〇〇〇
第六款	過年度支出	一七
第一項	過年度支出	一七
歲出合計		五、〇一七

◆鳥取縣告示第三百九十六號  
 北海道枝幸郡枝幸村役場ハ昭和十五年五月十一日火災ニ罹リ書類焼失ニ付同日以前該役場ニ對シ爲  
 サレタル照會願等ニシテ應答未濟ノモノアラバ更ニ其ノ手續ヲ爲サレタシ  
 昭和十五年五月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第三百九十七號  
 昭和十五年五月鳥取縣令第四十號米穀ノ調査ニ關シ官吏及吏員ニ於テ携帶スベキ證票ヲ左ノ通定ム  
 昭和十五年五月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄



同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	下種
同	同	西河原田	同	同	同	同	同	下松垣
三二三ノ二	三三二	三三二	三三五	三三五	三三三	三三三	三三二	二三二
道路	堤塘	河川	堤塘	河川	堤塘	河川	堤塘	河川
〇一八	〇一八	〇一七	〇一〇	〇〇七	〇二一	〇二三	〇二九	二〇七

鳥取縣公報 第一千百三十五號 昭和拾五年五月卅一日 (第三種郵便物認可)

同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	井尻	同	同	同	同	同	同
三三一ノ二	三三一ノ二	三三一ノ一	三三四ノ一	三三四ノ一	三三四ノ一	三三四ノ一	三三四ノ一	三三三ノ二
水路	同	道路	堤塘	水路	堤塘	道路	河川	水路
〇二二	〇〇九	〇二八	〇二三	〇二二	〇二二	〇二〇	〇二二	〇二二

鳥取縣公報 第一千百卅五號 昭和十五年五月卅一日 (第三種郵便物認可)

同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
二八九ノ二	二九一	二九〇	二九〇	二九一ノ一	二九八	二九六ノ一	二九八	二九八
堤塘	同	河川	同	同	同	同	堤塘	河川
〇〇五	〇〇五	〇二六	二二三	〇〇六	〇〇八	〇〇三	一一一	二〇一

同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	河原田	同	同
三〇〇	三〇三	三〇三	三〇四	三〇六	三七三ノ一	三七三ノ一	三一ノ二	三一ノ二
水路	河川	同	同	堤塘	河川	同	堤塘	道路
〇〇三	〇〇三	〇二九	〇一〇	〇二一	一一一	〇一五	〇一五	〇一一

鳥取縣公報 第千百卅五號

昭和十五年五月卅一日

(第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 第千百卅五號

昭和十五年五月卅一日

(第三種郵便物認可)



新開業所々在り地	舊開業所々在り地	健康保險產婆名	異動事項	異動年月日
岩美郡岩井町大字 岩井五五一番地	岩美郡小田村大字荒金	田中 節	住所變更	昭和十五年五月四日
米子市岩倉町一〇七番地	米子市尾高町九六番地	山根 きみ	同	昭和十五年五月六日

◆鳥取縣告示第四百二號  
當管内ニ於ケル健康保險產婆左ノ通指定セリ  
昭和十五年五月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

開業所所在地	氏名	指定年月日
西伯郡外江村二五五二番地	濱 田 まきよ	昭和十五年五月二十七日

◆鳥取縣告示第四百三號  
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス  
昭和十五年五月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證 記號一番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所々在り地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
東とわ二〇三	砂原 傳造	東伯郡日下村上井 保證同榮製絲販賣組合 責任同榮購買利用	三、九、二六	一五、五、七	
鳥ひは二二四	大谷 宗一	鳥取市東品治町 日ノ丸商事株式會社	一四、四、一七	二四、六、一	
鳥はよ五五	水本卯之三	鳥取市梶川町 馬場印刷所	一四、四、一〇	一五、三、一	
同六二	佐々木秀一郎	同	一四、一〇、一二	一五、一、二八	
同四八	中本 太重	同	一三、九、一三	一四、一一、二七	
鳥やち五二	澤野 住男	鳥取市西品治町 山野製紙所	一四、一二、一三	一五、一、二〇	

◆鳥取縣告示第四百四號  
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス  
昭和十五年五月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄



00336

被保險者證記號	番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所々在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
米はい	一六八	潮 武雄	米子市道笑町 伯陽電鐵株式會社	一四、一〇、一二	一五、五、一	
米は	二二三	梅原 作治	同 同	一三、二、三	一五、五、一	
米かろ	七七	田中 秀好	米子市加茂町 合資會社加藤電氣商會	一三、一二、五	一五、五、一	
米よ	二九四	松田 茂芳	米子市久米町 日本曹達株式會社 米子製鋼所	一四、五、三一	一五、五、三	
同	一六七五	森下 昌平	同	一四、三、九	一五、五、一五	
東くい	五四	坂本 信正	東伯郡倉吉町 倉吉運送株式會社	一二、四、二二	一五、四、一〇	

◆鳥取縣告示第四百五號  
 昭和十五年五月縣令第四十號米穀調查ニ付左記ノ者ニ對シ鳥取縣米穀調查員之證票ヲ交付シタリ  
 昭和十五年五月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00337

第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	第七號	第八號	第九號	第十號	第十一號	第十二號	第十三號	第十四號	第十五號	第十六號	第十七號	第十八號	第十九號	第二十號
地方事務官	地方農林技師	地方統計主事	鳥取縣屬	鳥取縣統計主事補	同	同	同	同	地方小作官	地方農林技師	地方農林技師	地方農林主事	地方農林技師	鳥取縣屬	同	鳥取縣農林技手	鳥取縣農林技手	鳥取縣農林技手	鳥取縣農林主事補
規畫課長	農產課長	統計課長																	
丹羽 寒月	古野 丈良	堀口 芳清	洞山 川	宇田 川	家納 幸吉	本郷 良吉	荒賀 幸一	西山 松壽	松島 淳一郎	濱嶋 保一郎	大西 保一	猪子 茂一	西原 吉一	宮内 哲二	坂口 義明	岩田 豐一	小野 十	山根 千	山根 千

第二十一號	同	北村伊三雄
第二十二號	同	西島善治
第二十三號	同	植田重治
第二十四號	同	岩越
第二十五號	同	秋山浩太
第二十六號	同	高橋富雄
第二十七號	同	三好義治
第二十八號	同	岸田武雄
第二十九號	鳥取縣屬託	古田次郎
第三十號	同	金田繁義

彙報

受兵第一、六七三、七一四號

昭和十五年五月二十四日

學務部長

海軍記念日講話資料送付ノ件

來ル五月二十七日海軍記念日ニ際シ講話資料別途及送付候條充分活用相成度候

彙報 第五十六號

事變特報



舉國一致 盡忠報國 堅忍持久

### 目 次

- 地方長官會議を終へて……………鳥取縣知事 副見喬雄 二〇頁
- 農會法の改正……………(農 産 課) 二六頁
- 昭和十五年臨時勞働及技術統計實地調査(統計課) 二八頁
- 米穀の調査について……………(規 畫 課) 三三頁
- 本縣穀物検査規則の改正……………(農 産 課) 三六頁
- 地方税制改正に依る貯蓄運動……………(時 局 課) 三六頁
- 鮎漁の解禁と制限……………(水 産 課) 三八頁
- 甲種飛行豫科練習生の募集……………(社 寺 兵 事 課) 四〇頁
- 滿洲移住と本縣……………(社 會 課) 四二頁
- 鳥取縣町村長會定期總會……………(地 方 課) 四四頁
- 生徒兒童の貯金……………(時 局 課) 四六頁
- 紀元二千六百年記念……………(社 會 教 育 課) 四七頁

統制に掛よ・統の後赤禪

### 地方長官會議を終へて

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

本月二日より約十日間に亘る地方長官會議を終りました、縣民各位に會議の狀況をお傳へすると共に、同會議に於て示されたる國策に御協力を求めむとするのであります。

會議の第一日には宮中に參内致しまして恭げなくも御陪食の榮に浴し、鳥取縣の情勢に就て奏上致したのであります。奏上の内容に就きましては既に新聞紙を通じて御承知の方もあることと思ひますが、茲に改めて申し上げますと、鳥取縣は農林水産業に従業する者が大部分を占めまして、殷賑産業と認めらるべきものは極めて僅少に過ぎないのであります。

併し幸に近年農林水産物の値上りと一部増産とに依りまして、本縣生産總額は前年と比較して著しく増加致しましたが、縣民の大部分は依然として堅實なる生活を維持致して居りまするがため、昨年度に於ける貯蓄増加額は、目標とせる三千萬圓を遙かに超過致しまして約三千六百萬圓に達しまして居ります。

唯縣内に於きましては、近時漸く勞力、肥料、飼料等が不足して參りまして農村は困窮して居りますが、勞力の不足に對しては極力移動勞力班、勤勞奉仕班の活動を促し、肥料、飼料の不足に對しましては可及的自給の方法を講じ對處致したいと存じます。

大体以上のやうな意味のことを奏上致したのであります、其の間 長くも 天皇陛下には御熱心に聴取賜りました御模様を拜し、衷心より恐懼感激に堪へなかつた次第であります。

00342

尙は會議の模様に就て申上げますと、議題の中心は何と云つても物資、物價及び國民精神總動員運動の問題でありました。物資の問題は米を初め肥料、飼料、電力、木炭、カーバイド等各種物資の不足に對し如何なる措置を講ずるかの點にあるのであります。

政府に於きましても極力之等物資の増産を圖ると共に、國民の協力を得て不自由ながらも割當てた配給數量を確保して行きたいと云ふ意嚮であります。最も問題となりました米に就ては、本縣は昨年相當廣い地域に亘り旱害を蒙つたのであります。關係農民の非常なる努力と、他の地域に於ける未曾有の豊作とに依りまして、縣全体としては半年作以上の收穫がありましたことは縣民と共に喜びに堪えない所であります。

然るに我國全体として之を見ますと、朝鮮に於ける非常な旱害に依りまして、年々内地に移入される約一十萬石の朝鮮米が、殆ど之を期待することが出來ない状況になつてゐるのであります。此の不足分を如何にするかと云へば、臺灣米の移入、外米の輸入と節米に依るの外はないのであります。

而も臺灣米に就ては多くを期待することは却々困難でありますと共に、外米を輸入致しますれば、現在我國に取つて最も必要な軍需其の他の資材を外國より輸入するに使用しなければならぬ大切な金を送らなければならぬことになるのであります。従つて外米の輸入は出來得る限り之を抑制しなければならぬのであります。其の結果國民は此の際非常な決心を以て米の節約を實行して外米輸入抑制に協力しなければならぬと思ひます。

縣に於きまして種々考究の結果、いよいよ五月廿五日より節米の實行に移り、小賣商より米を賣る際には必ず麥を混入せしむることに致しました。農村に於ては既に早くより實行せられつつあることと思ひますが、尙は一層の御協力を切望致します。更に其の他に代用食或は混食を出來得る

00343

限り勵行して節米の實を擧げたいと思つて居ります。

次に物價の問題であります。我國所期の目的である東亞新秩序建設の大業を完遂するがためには、如何にしても國內に於て低物價を堅持しなければならぬのであります。若し物價が著しく昂騰致しましたならば、戰爭の遂行は殆ど不可能になると云つても宜いのであります。

其の例は前の歐洲戰爭の際獨逸が東部戰線に於ても西部戰線に於ても優秀なる地位を占めて居りながら、結局戰敗國となつたのは、國內の經濟的破綻に基いて居ることに見ても明かであると思ふのであります。従つて國民は協力して物價の値上りを防止しなければならぬのであります。之がためには一面極力物資の節約を行ふと共に、他面賣惜しみ又は買占めを根絶しなければならぬと思ふのであります。

最近物資不足の聲が起ると共に、國民の中には争つて其の物資の賣惜しみ又は買占めをなさむとする者があることは甚だ遺憾に堪えぬ次第であります。之は恰も船が風波のために右側に傾いた時乗つてゐる人達が争つて左側に殺到することに依つて船の沈没を一層早からしむるのと同じ結果ではないかと思ふのであります。即ち賣惜しみ又は買占めをなすことに依つて物資の不足を一層甚だしからしむるのであります。國民は此の重大時局下に於て「相共に不自由を忍ぶの覺悟を以て對處したならば、物資の不足は餘程緩和されるのではないかと思はれるのであります。

更に近時公定價格を上廻つた闇取引なるものが横行し始めたことは洵に憂慮すべきことであります。之は勿論買手も悪いのであります。買手の方にも其の責任があるのであります。若し此の傾向を放任致して置きましたならば國家の由々しき大事になると思ふのであります。従つて警察としましても充分なる注意を拂ひ、嚴重なる取締を勵行して此の弊風の除去に努むる鞏固なる決心を以てゐるのであります。此の點を縣民各位はよく御諒解願ひたいのであります。

00344

最後に國民精神總動員運動の問題であります。事變勃發以來既に第四周年、國民は忠報國、堅忍持久、舉國一致克く事變に對處して參つたのであります。今後も尙一層此の精神を堅持して行く必要があり、更に一層國民の協力を得なければならぬため、中央に於ては今回國民精神總動員中央聯盟を改組致しまして新に國民精神總動員本部を設置し、機構を改むると共に官民協力して此の運動を強化することになつたのであります。

物資を節約致しますることも、物價の値上りを防止することも、賣惜しみ買占めを根絶致しますることも、要するに國民が眞劍になつて此の時局をよく認識し、國家の前途を憂ひて國策の示す方針に従ひ、協力一致することに依つて問題が解消されるものであることを確信して居るのであります。

之がためには國民精神總動員運動を更に強化し、更に徹底せしむることが必要であります。従つて縣に於ても將來更に市町村常會及び部落常會、町内會等と連絡を密にし、之が活動を促して行きたいと思つて居ります。

之を要するに、今回の事變勃發以來既に約三ヶ年の日子を経過したのであります。其の間第一線將兵の非常なる勇戰奮闘と、銃後國民の熱誠なる舉國一致とに依りまして我が國威を世界に宣揚しつゝありますること、肇國以來三千年に亘る我が國體に基くものであります。國民として衷心より感激感謝に堪えぬ次第であります。加ふるに、最近支那に於ては汪精衛を中心とする新中央政權も樹立され、帝國所期の目的たる東亞新秩序建設の一段階に到達し得ましたことは、國民として慶祝に堪えぬ所であります。

併し國際情勢の複雑多岐なるを思ひ、事變の前途を見透しました時、帝國の前途には尙ほ幾多の難關あることを國民は深く銘記しなければならぬと思ふのであります。それと共に私は日本國

00345

民は必ず如何なる艱難困苦にも耐へ、此の難關を突破し帝國の將來を泰山の安きに置き得る氣魄と力を持つて居ることを深く確信するものであります。

個人に就て見ても左様であります。立派な人となり又は立派な事業を成し遂げた人は、多く其の青少年時代に於て色々な艱難困苦に會ひ、而も之に屈することなく之を克服し得た人達であります。

國家に就て見ましても、それと同じやうに一國が飛躍的發展を遂げむとする時には、必ず其の國の興亡に關するが如き重大時局に直面し、而も國民が之にひるむことなく、燃ゆるが如き愛國心と不撓不屈の氣魄を以て其の難關を突破して居ることは、東西の歴史に幾多其の例を見る所であります。

我國は今や其の重大時機に遭遇して居るのであります。容共抗日を旗印として居る蔣政權を徹底的に膺懲し、防共親日を旗印として居る汪政權を絶對的に支持して日滿支の間に鞏固なる連環關係を確立し、以て東洋永遠の平和の基礎を定めましたならば、帝國の將來は洋々たるものがあることを確信する次第であります。

百里の道は九十九里を以て半ばとすると云ふ諺もあれば戦は最後の五分間と云ふ諺もあります。戦が長期化すれば勞力の不足を來し、物資の缺乏を來し國民生活が次第に窮乏になつて來ることは豫め覺悟しなければならぬ所であります。併し之は恰も長距離の競争に於けると同じやうに、此方が苦しくなればそれと同じやうに、或はそれ以上に敵國の方も苦しくなつてゐるのであります。

蔣政權の崩壞も既に迫つてゐます。それは恰も綱引の際に於て、兩方共に引つ張り合つてゐる中にちりちりと手懸へがあり始めると、間もなくするくと引つ張り込み得ると同じやうな時期に到

00346

達して居るのではないかと思はれるのであります。  
どうか縣民各位は深く時局の重大なるを認識せられ、帝國所期の目的たる東亞新秩序建設の大業が完成さるゝまでは、如何なる艱難困苦に遭遇するも不退轉の覺悟を以て一路精進しなければならぬと存じます。之を以て私の話を終ります。

(五月二十五日 ラヂオ放送)  
五月二十六日



### 農會法の改正

時局下食糧農産物、輸中農産物その他必要農産物の生産の確保増進を期することは農業に課せられたる重大なる任務である。然るに一面農業經營に必要な肥料農具その他の生産資材は何

れも非常な不足を告げて居るし、又勞力や畜力の減退も甚しい事情にあつて、之を克服して農業生産擴充の目的を達することはなかく容易でなく、農會の如きも従來のやうに單に指導獎勵的な施設を行つてゐるばかりでは到底充分な効果を期待することは困難であり、結局ある程度の強力統制を必要とする事情にある。  
依つて政府は今回農會法を改正し、時局に對應してその機能の發揮を強化せしめることとなつた。先づ改正の第一は

農會に對して新に統制に關する施設を行は

00347

せることとし、會員たる農家に對して之に服従する義務を課したことである。我が國の農業は五百七十萬戸の農家に依つて經營せられて居り、その經營の規模は極めて小さく、一農業經營に多數の作物を採り入れて多角形農業を行つてゐるのであつて、經營が技術的にも勞力的にも非常に集約的である。従つて全体として甚だ複雑な形態にあるから、これに對して國民經濟全般の立場から整然たる統制を加へることは容易な業でなく、これには統制と共に周到な指導が並び行はねばよくその効果を擧げることが困難である。よつて、従來から町村農會、郡市農會、道府縣農會、帝國農會と系統的な組織的な體系を持つてゐて、相連絡して農業の全般的に指導獎勵を行つて來てゐる農會に依つて之を行はせることとし、農業統制の機能を賦與して國策の實現を圖らうとするものである。

而してこゝに農業の統制といふことについては、未だその範圍は限定されてゐないのであるが、今後に亘つて作物の指定、耕作反別の割當

病虫害の驅除、共同耕作、農業資材使用方法等に付ても統制を圖り得ることになるであらうと思はれる。

次に行政官廳に於て必要と認める場合には農會に對し農業の統制に關して命令を發し得ることとなり、尙農會が統制を行ふに當つては政府に於て之を適當に監督し、且つ必要な命令を發し得ると共に、場合に依つては政府に於て積極的に指定して農業統制を行ふべきことを農會に命じ得ることとなつてゐる。

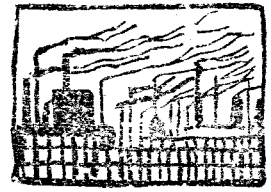
又、町村農會又は郡市農會の會員は從來地主又は農業經營者であるところの各個人であつたのであるが、今度の改正では新にその地區内に於ける農業に關する團體が農會に加入し得ることとなり、主として農家組合、農事實行組合等の部落團體を目標としてゐる。

農村には昔から自然發生的な部落團體があつて、農家は實際上この部落團體を中心として農業經營の改善やその他の共同施設をやつて居り部落團體の農村に於ける役割は極めて重要な

ものであるから、農會に依つて農業統計を行ふに當つてもこの部落團體の働きを中心として行ふことが最も適切であり有效である。そしてこの爲には農會と部落團體との連絡を緊密にすることが必要であるので、それには之を従來のやうに會員外に置かないで、寧ろ積極的に會員の中に在らしめることが妥當と思はれるからこれが加入を可能ならしめたのである。

この部落團體を法人たる農會の會員たることを得しめたことは、立法上一の劃間的なものと云ふことが出来るのであつて、農業團體法制に關する限りこれは實情に適するものと思はれる。尙この改正せられた農會法施行の期日は、何れ更に勅令を以て定められることになつて居る。

× × ×



昭和十五年  
臨時勞働及技術統計  
實地調査

◆ 調査の趣旨

この六月十日に行はれる「昭和十五年臨時勞働及技術統計實地調査」は、大正十一年に出た「統計資料實地調査ニ關スル法律」に依つて三年毎に行はれる定期調査の外に、同法律に基いて、本年四月六日勅令第二百五十四號を以て公布された「昭和十五年臨時勞働及技術統計實地調査令」に依つて臨時に行はれる調査であつて賃金規制の資料を集めることを第一義とし、併せて戦時下に於ける諸種の勞働條件を明にして勞務動員、勞働力の維持培養等の各種計畫をなすために必要な資料を整備し、更に技術者についても技術動員に備へて正確な資料を得やうとするものである。

するものである。

故に次の各項に該當する事業主、勞働者、技術者並に調査關係者は進んでこの國家的な大調査に協力せられて、誠實に正確なる申告をせられるやうに希望する次第であるのである。

◆ 調物の時期

調査は昭和十五年六月十日現在に依つて行はれる。調査當日休業してゐる事業體であつてもその日がたま／＼公休日、臨時休業日に當り、又は統制に依る原材不足の爲に已を得ず休業してゐるものは、是等の事業體が六月二十日まで作業を再始するものは調査するのである。

◆ 調査の範圍

この調査は工場、鑛山及び交通事業體に亘り其の事業主、勞働者及び技術者を調査するのであるが、其の範圍は左の如くである。

(一) 工場

1 常時五人以上の勞働者を使用し又は五人以上の勞働者を使用する設備を有する工場の事業主及び技術者。

(二) 鑛山

1 常時五人以上の勞働者を使用し又は五人以上の勞働者を使用する設備を有する鑛山の事業主及び技術者。  
2 調査期日に於て五十人以上の勞働者を使用する鑛山の勞働者。

00359

本調査の鑛山とは鑛業法又は砂鑛法の適用を受ける事業體(採鑛事業體)及び土石を採取する事業體(土石採取事業體)を謂ふ。

(三) 交通事業體(陸上運輸業及び運輸取扱業)

1 調査期日に於て五人以上の労働者を使用する事業體の事業主及び技術者。

2 調査期日に於て五十人以上の労働者を使用する事業體の労働者。

本調査の交通事業體とは左の各號の一に該當する事業體を謂ふ。

イ 地方鐵道、軌道若くは架空索道の運輸事業又は一定の路線に依る自動車の運輸事業を營むもの(陸上運輸事業體)

ロ 船舶より、若くは船舶への貨物の積卸事業岸壁、波止場、停車場若くは倉庫に於ける貨物取扱の事業又は鑛山に於ける貨物積卸の事業を營むもの(運輸取扱事業體)

(四) 事業主

本調査の事業主とは、事業體の事業を經營するもの(事業體を經營する者自ら之を管理せざる

るときは事實上之を管理する者)を謂ふ。

(五) 労働者

本調査の労働者とは、賃金を得て直接間接事業體本來の作業に従事する労働者を謂ふ。

(六) 技術者

本調査の技術者とは、事業體に於て自然科学の知識を實地に應用する工程管理、設計、見積検査、作業、醫療衛生、研究等に關する業務又は其の指導監督に現に従事するもの(現技術者)曾て従事したことのある者(元技術者)、並に内閣總理大臣の指定する學歷を有する者及び内閣總理大臣の指定する資格に關する試験又は檢定の合格者にして、現技術者又は元技術者たるもの(技術能力者)を謂ふ。

調査に當りては調査事業體の總てに亘り事業體の全構内に在る技術者を調査するのである。

◇ 調査の方法

(一) 調査の機關

工場、土石採取事業體及び交通事業體については地方長官が、採鑛事業體については鑛山監

00351

督局長が、夫々内閣總理大臣の命を承けて調査を指揮監督し、市町村長が更に地方長官及び鑛山監督局長の指揮監督を承けて調査の執行に當る。

而して市町村には實査に當らしめるため各事業體に一人の労働及び技術調査員を置くことになつてゐる。(但し情況に依つては數事業體を通じて一人としてもよい)又労働者五十人以上を使用する事業體に限り、調査員の受持労働者凡そ五十人の外五十人毎に一人の割合で労働及び技術副調査員を配置することになつてゐるし、必要に應じては調査事務執行の指導の爲市町村に労働及び技術調査指導員を置いてよい。

これ等の指導員、調査員並に副調査員は名譽職であつて、地方長官又は鑛山監督局長の推薦に依つて内閣に於て任命されるのである。

(二) 準備調査

市町村長は昭和十五年五月十二日現在に依り準備調査を行つて準備調査簿を作成し、準備調査後調査期日迄に事業體の新設、廢業其の他の

事由に依つて事業體の異動を生じた場合には其の都度準備調査簿を訂正するのである。

(三) 實査

調査票は「事業票」(第一種)労働者五十人以上を使用する事業體用、第二種「労働者五十人未滿を使用する事業體用」「労働票」及び「技術票」の三種であつて、内閣統計局長から、工場土石採取事業體及び交通事業體の分は府縣知事採鑛事業體の分は鑛山監督局長を経て市町村長に交付せられ、更に労働及び技術調査員に交付せられる。

これ等の調査票の作成は

1 事業票事業主が事業票用紙に各調査事項を記入して署名又は捺印の上、六月十五日迄に労働及び技術調査員に提出する。

2 労働票労働及び技術調査員又は同副調査員は、其の擔當の各労働者について一々調査事項を質問し、其の申告に基いて労働票用紙に記入し、之を労働者に示して署名又は捺印を求める。



3 技術票、勞働及び技術調査員又は同副調査員は其擔當の技術者について一々其の調査事項を質問し、其の申告に基いて技術票用紙に記入し、之を技術者に示して署名又は捺印を求めらる。

(四) 調査票の處理

調査員及び副調査員は實查事務が終了したら調査した調査票についてその記入事項を檢査し調査漏又は誤謬を發見した時は再調査又は訂正して、それが終つたら捺印し枚數を調べて番號を記入し、又事業票に捺印して六月二十日迄に市町村長に提出するのである。

市町村長は之を準備調査簿と對照檢査し、數を調べ、記入事項を一枚毎に檢査して誤謬や脱漏を發見したら調査員に檢査せしめて、これに依つて市町村要計票を作成し、調査票を整理して市町村要計表、準備調査簿と共に地方長官及び鑛山監督局長に、それ〴〵定められた期日までに提出する。

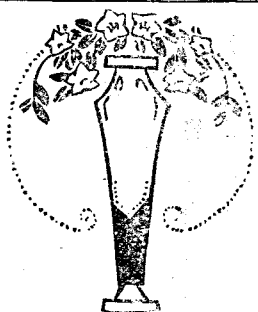
地方長官又は鑛山監督局長は市町村要計表に

よつて府縣要計表を作成し、提出された市町村要計表、準備調査簿と共に七月末日迄に内閣統計局長に提出するのである。

x x x

統制法規は

銃後の軍紀



「米穀の調査」

ニつて

事變に伴ひ米の需要が非常に増加してゐるに對して昨年の大旱魃は國內在米高の不足を豫想せしめて、遂に全國的に米穀の不安を醸成し、中にはこれに基く米價の騰貴を見越して賣惜みや買占めの傾向をさへ見るに至つたことは遺憾に堪へない次第であります。

政府の見込みに依りますと米の需給は決してそんなに悲觀すべき状態にある譯ではなく、此の際國民の誠實なる國策協力による七分搗常食運動とか、酒の釀造制限其の他節米の勵行に依つて充分調整されるを信せられて居るのでありますし、これ等の方法によつても尙不足するとなれば外米輸入量の増加其の他の方法によつて

その需給の圓滑は圖られるわけであります。

今回政府ではこのやうな米の需給状況を一層明らかにし、且つ今後の措置を講ずるための基礎材料を得るために全國に於ける米穀の保有状況を調べることになりましたが、本縣でもその調査をすることになりましたが、これは一種の米の國勢調査とも云ふべきものでありまして、もし調査に當つて規則に違反し又は不正の申告をした場合には拘留又は科料に處せられることになつて居りますから、各位はよくこの趣旨を體して正確な申告をするやうにして下さい。

今回行はれる米穀の調査について説明しますと、調査の内容は

- 第一、各戸別に現在存在する米の量と、前月中に使用した米の量を調査するもの
- 第二、米穀の取扱をなす者の有する米穀現在高を調査するもの
- 第三、米穀に關する倉荷證券等の調査

の三種類でありまして、まづ

第一に、鳥取縣内に居住する世帯主はこの六

月一日午前零時現在を以て、米穀の所有・占有又は消費に關する申告書「米穀調査申告書」を三日以内に居住地の市町村長に提出しなければなりません。これは米穀を所有・占有又は消費する鑛山經營者、病院經營者、工場主、商店主等も同様であります。市町村長はこの申告書を取纏めて審査した上「米穀調査集計表」をつくり、申告書と共に調査期日後五日以内に知事に提出するのであります。

調査にあつてはそれぞれ申告用紙を配布されますが、「米穀調査申告書」は「米穀現在高」欄が「自分ノ所ニ在ル米」と「他所ニ在ル米」とに分れて居りまして、玄米、精米、粃屑米についてその現在高を記入することになつてゐます。記入に當つては粃米と糯米とは一しよに合算して記すのでありまして、粃は玄米に換算しないで其の儘の量を記し、屑米は飯用にはならぬけれども食用に供し得る程度の米を記入するのです。

「前月中ニ使ツタ米ノ高」の欄には「飯用」と

「其ノ他」とありますが、「其ノ他」には飯用以外に餅とか味噌、醬油、酒、菓子等の原料として自分の家で使つた量を記すのでありまして、他に販賣したものは記入しません。「人員」の所には家族の外に同居人や旅館、工場、商店、病院、寄宿舎等すべてその世帯で食事する人数をも合して、調査當時の實數に依つて記入します。

第二に、米穀取扱業者や米穀を取扱ふ産業組合・農業倉庫營業者・運送取扱營業者・運送業者は「米穀現在高申告書」を、毎月一日と十五日現在に依つて三日以内に知事と所轄警察署長に提出せねばなりません。

この申告書は「自分ノ所ニ在ル米」と「他所ニ在ル米」に分けて「自分ノ米」と「他人ノ米」及び他人名義にて「自分ノ管理米」に分けて玄米、精米、粃、碎米の現在高を記すのですが、「自分ノ所ニ在ル米」の欄には自分の家又は自分の管理する倉庫、納屋、庭先、トラック其の他に有る米を「自分ノ米」と「他人ノ米」とに區分

して記入するのであつて、賣買契約については全く取引の濟んだもののみを記入するのです。尙政府の買上米はこの申告から除きます。

「他所ニ在ル米」欄の「自分ノ米」の處には自分の所にある米以外の自分の米即ち購入済であつてまだ引取つてゐない米や他所の倉庫に預けてある米を記入するのであります。但し縣外にあるものは除外します。

「他所ニ在ル米」欄の「他人名義ニテ自己ノ管理米」の所には他所の倉庫にある米であつて現物のまゝ又は倉荷證券及び入庫票等他人名義のまゝ委託販賣其の他の目的で自分が管理してゐるものを記入します。

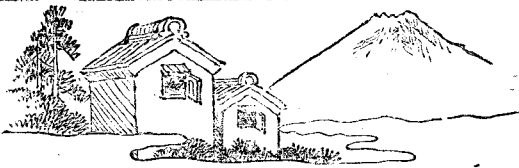
又販賣を營む組合の農業倉庫であつて販賣部の所有米がある時には一組合の名義で申告するのでありまして、此の場合所有米は「自分ノ米」欄に、保管米は「他人ノ米」欄に記入するのです。

尙本店や支店で他の區域にある場合には各別に申告します。

第三に米穀に關する倉荷證券（之に準すべきものを含む）を占有又は所有する者も、毎月一日及び十五日現行で三日以内に前のと同じやうに知事及び所轄警察署長に「米穀ニ關スル倉荷證券申告書」を提出するのでありますが、これは倉荷證券や之に準すべき入庫票・預り證券の寄託者が、他人名義であつても自己の所有に屬するものは「自己所有米」欄に記入し、販賣委託又は擔保等に因る管理米は、夫々該當欄に記入します。

素すな統制  
抑へよ物價

### 本縣穀物検査規則の改正



本縣の大麥の生産は年々増加して昭和十四年の作付段別は三千三百九十五町歩餘、之が收穫高は五萬七千二百九十七石であつて、稗麥の生産もまた相當の産額に上つてゐるのである。

然るに之等の販賣に當つては從來検査品でなかつたため取引上に多大の損失を來し、農家の經濟は勿論延いては縣の經濟の上にもその消長に及ぼす影響が少くなかつたのであつた。

併し大麥については事變以來數回の供出に當つて検査を施行して居るものであるから、此の際大麥及び稗麥の移出するものに對し検査を行つて商品價値を高め、取引の圓滑を期すると共に農家の福利増進に寄與すること

とし五月二十八日鳥取縣令第四十一號を以て本縣穀物検査規則を改正し、六月一日から施行することとなつた。但し本令施行以前に生産せられた大麥及び稗麥については検査を要しないことになつてゐる。

検査の方法等については從來の通りであるが検査手数料は移出検査に於て一包裝に付大麥は四錢、稗麥は五錢、入庫検査手数料は大麥稗麥共本縣内に於て受檢するもの一包裝につき金貳錢であつて、從來の小麥及び菜種と同様である。



### 地方税制改正に

#### 依る貯蓄運動

事變完遂の爲には巨額の資金を要し、之が爲國家は増税を行ひ、國民亦之を甘受して納税報國に

努むべきは言を俟たぬ所であるが、恰も本年は朝野多年の懸案であつた地方税制の根本的改正が、其の解決を告げて本年度から實施せられることとなつて、其の結果國税に於て増徴となつたものもあるけれども、地方税は從來賦課せられてゐた戸數割が全廢されることとなつたのである。

一面本年度國民貯蓄の目標額は昨年同様の百億圓に對して百二十億圓とせられ本縣の目標額も之に對應して四千萬圓の縣民貯蓄を行ふことになつてゐるので、これが達成については縣民一同確固たる決意の下に、凡ゆる機會を利用して邁進しなければならぬのであつて、今回上述の戸數割廢税を機として之を貯蓄に振向け、以て貯蓄報國の實を擧げることとなつた。その獎勵實行要項は次の通りである。

#### 一 實施方法

##### 1 實施の時期

イ 第一期 六月中

(地方の實情に依つては七月中としてもよ)

##### 2 貯蓄金額

イ 第一期分は昭和十四年度戸數割賦課額の四分の一を標準とすること

ロ 第二期の分に付ては追て指示される。

##### 3 貯蓄方法

イ 貯蓄金額を以て國債又は貯蓄債券を購入すること。

ロ 特別の事情に依つて國債又は貯蓄債券の購入が困難な場合には貯蓄組合の貯蓄にずる。

##### 二 市町村に於ける實施事項

1 市町村常會、町内部落會等に於て趣旨の普及徹底を図ると共に、實施方法について協議懇談する。

2 市町村に於ては各貯蓄組合別に國債又は貯蓄債券の購入額を取纏め、郵便局又は銀行に通知する

3 共に之が受領交付の斡旋をする。  
 實施後はその状況を取纏めて第一期分は七月末日迄に、第二期分は十一月末日迄に總務部長宛に報告する。



鮎漁の解禁と制限

鮎漁解禁期に入つて各河川に好漁家が賑ふことになつたが本縣、では昨年十月十日相當廣範圍に亘つて漁業取締規則が改正せられ鳥取縣令第三十三號を以て「鳥取縣漁業取締規則」を公布されてゐる。これについては當時本報第二十六號(十月二十一日發行)にも説明して置いたが、茲に同規則中制限禁止に關する箇條で一般遊漁者の特に注意を要すると認められる部分を抜いて參考に資することとする。

第十五條 漁業者ニ非ザル者ハ左ニ掲グル漁具漁法ニ依ルノ外水産動物植物ヲ採捕スルコトヲ得ズ

一 竿釣及手釣

二 四手網(中海ニ於テハ方四・五メートル未滿其ノ他ニ於テハ方一・二メートル未滿ノモノニ限ル)

三 たも(湖山池及東郷湖ヲ除ク)

四 及び伏たも

五 叉手網(網裾一・五メートル未滿ノモノ)

六 鎌及挾線器(肥料藻採取ニ限ル)

第十六條 左ニ掲グル水産動物ハ之ヲ採捕シ、所持シ又ハ販賣スルコトヲ得ズ(抄録)

二 うなぎ全長三十センチメートル未滿ノモノ

三 ます(にじます、わかます、いわな)方言たんぶり)やまめ「方言ひらめ」全長十五センチメートル未滿ノモノ

第十八條 左ニ掲グル漁具漁法ニ依リ水産動物

植物ヲ採捕スルコトヲ得ズ

一 上リ瀬、サガリ漁及張待網(河川湖沼ニ於ケルモノ)

二 はねかわ

三 曳網(河川ニ於ケルモノニシテ網目六センチメートル未滿ノモノ)

四 あゆ張網(掛網、張投ゲ網、追ヒ掛ヲ含ム)

五 打瀬網(中海ニ於ケルモノ)

六 鶴使

七 川干

八 フナヤ

九 水中ニ電流ヲ通ジテ爲ス漁法

十 あゆ流釣(方言ナグリ)

十一 堰漬(河川ニ於ケルモノ)

十二 火光其ノ他ノ照明ヲ利用スル投網漁法(天神川及其ノ支流ニ於ケルモノ)

十三 視水器又ハ水眼鏡ヲ利用シテナス漁法(あゆヲ目的トスルモノ)

第二十條 左ニ掲グル漁具漁法ニ依リ各其ノ

定ヤル期間内水産動物植物ヲ採捕スルコトヲ得ズ(抄録)

鮎ノ空懸釣(方言「ゾロ」ニ限ル)

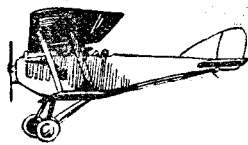
自 六月一日 至 六月三十日

第二十二條 左ニ掲グル區域ヲ禁漁區トシ其ノ區域内ニ於テハ水産動物植物ヲ採捕シ又ハ魚類ヲ他ニ散逸ヒシムルコトヲ得ズ

この禁漁區は縣下各河川及び湖について二十ヶ所を指定されてゐるが、これにはすべて標柱が樹てられてゐるから之に近寄らぬやう注意せられたい。

尚、以上の制限に違反した者は五十圓以下の罰金、拘留又は科料に處し、又犯人の所有し又は所持する漁獲物、製品及び漁具は沒收せられ、沒收することの出来ないときは其の價格を追徴せられる場合もある。

x x x



### 甲種飛行豫科

#### 練習生の募集

昭和十五年十月一日入隊せしむべき甲種飛行豫科練習生が募集される。この練習生のことについては昨年六月三十日発行の本報第十號に於てその制度の意義、教育、進路及び身體検査の規格を記して置いたから、今回は志願者の參考となるべき事項について述べることとする。

時恰も支那事變に際會し、我が海軍航空部隊は戦史未曾有の勇敢なる渡洋爆撃を初めとし、全支に亘り強襲に次ぐに猛襲を以てし既に敵空軍を殲滅して其の制空權を我が掌中に收め、更に敵部隊並に各地の主要軍事施設を粉碎して尙日夜君國の爲に奮闘しつつあるの秋、將來有爲

の皇國青少年たる諸君の感奮興起、之等空中戰士の後繼者たらんことを念願してやまない次第である。

- (一) 志願者の年齢  
入隊の年の十二月一日現在で満十六歳以上二十歳未満の者。  
即ち昭和十五年(十五年十月入隊)に志願出来る者は

自大正九年十二月三日(出生者である至大正十三年十二月二日)

#### (二) 志願の手續

志願書の提出期日は追つて縣告示を以て示される。志願者は親權者の同意を得た上で志願書を作り、期日に遅れぬやうに市町村長を経て地方長官に出願する。  
右の諸手續は一般志願兵の手續と同様で、唯志願書提出の際六ヶ月以内に撮影した半身脱帽手札型の寫眞に、其の表面餘白の所に本籍地氏名を自書して志願書に添付するのが異つて、るだけである。詳細に就ては市役所又は

町村役場に行つて問合せればよろしい。

#### (三) 検査の時期及方法

検査は一般の徵募検査と入隊時の検査とがあつて、徵募検査は先づ昭和十五年七月下旬身體検査を行ひ此の身體検査に合格した者に對し八月下旬概ね府縣廳所在地に於て全國一齊に學力試験を施行して、合格者の中から若干名を九月下旬霞ヶ浦海軍航空隊に召集して入隊時検査(第二次検査)を行ひ、その結果採用者は引續き入隊するのである。

#### (四) 検査の項目

- 1 身體検査  
検査は一日で終了する。身體検査規格は前述のやうに昨年発行の本報第十號に記してある。

#### 2 學力試験

學力試験は中學校第三學年終了程度を標準とし左の科目について實施せられるのであるが、學歴の制限はない。(從來中學校第四學年第一學期終了程度であつたが、前

期から三學年終了程度に変更された)

- 代數、幾何(平面幾何)、英語(英文和譯、和文英譯及び英文法)、國語漢文、作文、日本歴史、物理、化學(無機化學)、地理(日本又外國)、

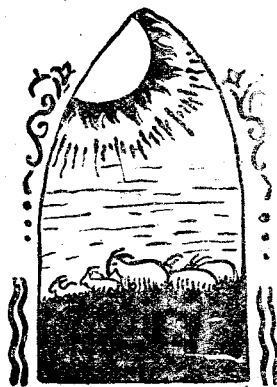
#### 口頭試問、

試験の成績が著しく不良であるときは爾後の受験を停止される

#### 3 入隊時検査(第二次検査)

徵募検査に於て身體検査及び學力試験に合格した者の中から選抜して若干名を霞ヶ浦海軍航空隊に集めて身體検査、適性検査及び口頭試問を實施せられる。右の受験者に對しては鎮守府から府縣廳を経て本人に通知がある。而して此の検査の結果鎮守府司令官は所要の採用者を決定し、初めて甲種飛行豫科練習生となるのである。  
検査期間中は航空隊内に宿泊して兵食を給與せられ、又出勤に要する旅費、不採用者の歸郷に要する旅費はいづれも官費である。

00362



### 滿洲移住と本縣

我國程耕地の狭い國は世界にないのであつて、全面積の約八割五分は山嶽であり池沼、河川、住宅地等であつて耕地は僅に其の一分五分、全國農家一戸當りの耕地は一町一反に過ぎない。而も年々の人口増加は事變前百萬人を超へると云はれ、此の狭い國土に本縣人口の二倍に餘る増加率であるから、耕地も亦年と共に狭まりつつあることは云ふまでもない。

而して我國は工業資源も乏しく、従つて之が基礎の上に立つ商業の將來もさまで多きを期待

出來ぬ事情であつて、結局我が國內に於ける社會情勢の行詰りは、先づ以て農村に於ける耕地の狭少と人口の過剰が素因となるのである。

然るに本縣に於ては普通農耕不適地と目せられる山峽、或は山上まで開墾され盡した所が多いにも拘らず、農家一戸當りの耕地は、全國平均の一町一反に較べて更に少く水田五反八畝、畑三段、計八段八畝に過ぎない。

従つて假に稻一反歩を作り上げるのに勞力二十人役を要するとしても六反では百二十人役、之に裏作や畑作、或は養蠶等を加へるとしても縣下普通一般農家が其の經營に要する勞力は二百五十人役内外であり、俗に「大百姓」と云はれる農家に於ても三百四、五十人役内外の經營が多いのであつて、換言すれば、一人の勞力で經營し得られる形態に立つてゐる農業に三人、四人が従事し一人の勞役収入に依つて多數家族が生活して行かねばならぬと云ふ状態にあるのである。

固より小農の多くは他に多少ともそれ／＼副

00363

業を持ち農業以外の収入を企圖してゐるのであるが、本縣は一年の約半ばが雨雪の日であつて戸外勞働収入の恃むに足らぬことは、雇傭賃金の暴騰してゐる現在でも、數日雨雪が続けば勞務者の家庭では飯米にも事を欠ぐ狀況を屢々見るのである。

之がため耕地の擴張、砂丘地の利用等に付ては官民共に其の要を痛感して多年努力を續け、前述の如く農耕不滴地までも開拓され盡した結果は早魃ともなれば大害を被り、連雨に遭へば忽ちにして出水し屢々災害を蒙ることともなるのであつて、之等累災に依つて受けた創痍は農家經濟に餘裕と弾力性を持たぬ結果、農家の負債ともなり不治の瘤疾ともなるのである。

一面本縣に於ては工業資源も至つて乏しく、商業の發展も四圍の環境により期待出來ぬため縣民の出稼は寧ろ當然の暇結と云はねばならぬのであつて、從來縣下壯年、青年、少年達が年々數千人の多きに亘つて都會に流出を續けて來たのである。

而して之等出稼者の生活状態や、又それ等の人々の手に依つて、是非とも成さねばならぬ家郷の老父母弟妹達の扶養狀況等は固より千差萬別ではあるが、中には期待に反するものも相當多いことであらう。

總て生活の安定は生殺與奪の權を人の上に置くもの、換言すれば人に雇傭されるものよりか自然の上即ち根底ある土地の上に置くことの確實であり安定性のあることは云ふまでもない。

特に農村に生長し農業に依つて生活して來た者に於て此の感を一層深くするものであるが、新東亞建設の據點を此處に置くこと云ふ國家的立場から考へる時は勿論、又一身一家子孫の生活安定と云ふ立場からも、滿洲移住と云ふことは極めて有望であり期待すべき事柄である。

固より入植する以上は數年間の勞苦は覺悟しなければならぬのであつて、唯漫然と滿洲移住をしさへすれば宜いと云ふやうな淺薄な考へであつてはならぬのである。

本縣の入植地依吉密開拓團は前號にも記した

如く他の開拓團に較べて断然土質が良く各種の條件に恵まれて居るので、必ずや滿洲開拓團中異彩を放つべく期待されて居るのである、  
 従つて本縣の如き一戸當りの耕地反別平均僅か八反八畝と云ふやうな狭少な土地に執着せず此の時こそ曠野、沃野の涯なき滿洲の土地で思ふ存分鋤を振り、或は其の他の仕事に従事して新興滿洲國の開拓に當ることは、東亞建設の國家的見地から、又一身一家子孫の生活安定の見地から洵に意義あることと云ふべきである。

× × ×



### 鳥取縣町村長會

### 定期總會

鳥取縣町村長會定期總會が、五月廿三、廿四の兩日に亘り各町村長百六十餘名參集のもとに

岩美郡岩井町小學校に於て開催された。第一日の廿三日は午後一時より先づ宮城遙拜、黙禱、國歌奉唱に次で會長木下靜造氏の詔書捧讀の後開會の辭、副見知事の告辭があつて議事に入り宣言決議を滿場一致可決、豫算及び決算の報告各郡町村長會提出議題を協議し、最後に豊田代議士の講演があつて第一日を終つた。  
 第二日の廿四日は午前九時より町村吏員功勞者として東伯郡赤碕町長梶木勝太郎氏外十四氏を表彰し、次で議事、日本海新聞池田主筆の講演があつて此處に二日間亘る總會を終了した。尚兩日行はれた宣言決議及び議題は次の通りである。

### 宣言

寶祚無窮、國運進展の秋茲に紀元二千六百年の盛時に際會す、國民齊しく感激歡喜の極みにして曠古の大業を翼賛し奉るの責務更に重大を加ふるを痛感す殊に支那事變勃發以來外に於ては皇軍赫々の偉勳を樹て内に在りては國民深き時局認識の下に國策遂行に協力し銃後の護りに

微動だも示さず、今や支那に於ては支那更生に協力する同憂具眼の士に依つて親日反共の新中央政權の成立を見たりと雖も聖戰目的たる東亞新秩序建設の大業は其の期する所高遠にして至難の業たり、加之歐洲動亂の擴大進展に伴ひ國際關係は益々複雑にして東亞に及ぼす影響愈々重大性を加へ前途豫斷を許さざるものあり、應に國民一體協心戮力其の總力を擧げて時艱克服に邁進せざるべからず

多年要望せる地方税制の改正成り國民負擔の均衡を圖ると共に地方財政の基礎を確立せられ、又町村吏員の充實及び優遇に關する助成制度は其の一部の實現を見たりと雖も、町村自治制度の根本的改正未だ成らざるは最も遺憾とする所なり、速に其の實現を望んで止まざるなり

戰時財政經濟の遂行と其の圓滿なる運営に協力するは國民の責務なり、宜しく戰時意識の徹底を圖り、簡易生活の實踐と戰時食糧の充實確保を期する戰時生活を推進し以て戰時態勢の強化を圖り綜合國力の充實發揮に一段の努力を致

さざるべからず

此の秋に當り地方自治の重責に在る吾等町村長は愈々結束を鞏固にして粉骨碎身邦家の進運に貢獻せんことを期す

茲に定期總會に當り敢て所信を宣明す

### 決議

- 一 肇國の大義に則り八紘一字の大理想を顯現すべく興亞聖業の完遂を期す
  - 二 町村自治の伸張を圖り國運發展の基礎を鞏固ならしむべく速に町村自治制度の根本的改革を期す
  - 三 長期戦下國策に順應し國民精神總動員の強化徹底を期す
  - 四 舊來の弊風を一掃し新時代に即應する國民生活の全面的刷新を期す
  - 五 農産物價格と一般諸物價との均衡を圖ると共に農山漁村必需資材の適正なる配給を期す
- 議題
- 一 農山漁村生産用資材の迅速圓滑なる配給方

- 二 青年學校教員俸給の全額國庫支辨方要望の件
- 三 町村吏員優遇方其筋に要望の件
- 四 町村民税賦課の基準を簡易に算定し得る様制定方其筋に要望の件
- 五 小學校教員の旅費及賞與の全額國庫負擔方要望の件
- 六 小學校設備費の國庫助成方要望の件
- 七 町村吏員互助施設國庫及縣費の助成増額方要望の件
- 八 地方制度改革促進要望の件
- 九 町村吏員充實助成金の増額並に各町村に均霑する様交付方其筋へ要望の件
- 一〇 税制改革に伴ふ町村事務取扱上に關しては各地方的に講習若くは指導の會を縣に於て計畫せられ町村當事者をして其の事務に精通せしめられこれが運行上遺憾なきを期せらるゝ様縣に要望の件
- 一一 警防團費並に監視哨員費に對する國庫及

- 縣補助金増額方其筋へ要望の件
- 一二 低物價政策徹底方其筋へ要望の件
- 一三 巡查駐在所維持費縣費支辨方其筋へ要望の件



生徒兒童の貯金

國民貯蓄奨勵の強化徹底に付ては相當の成績を挙げたのであるが、本年度に於ては尙ほ一層國價の消化資金、日滿支を通ずる生産力擴充資金等の圓滑なる供給確保と、通貨膨脹に依る物需給の關係に伴ふ購買力の吸收等に依り、政府に於ては昨年度百億圓の貯蓄目標額に對し、更に本年は二十億圓の増加を見込たる百二十億圓と決定せられたのである。

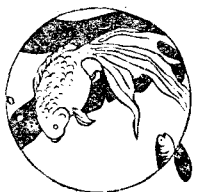
從つて本縣に於ても亦前年度の實績等に鑑み更に一千萬圓を増加し、四千萬圓を目標として貯蓄奨勵に邁進することゝなつたので、縣では縣下各小學校へ從來の貯蓄額に對し、更に三割四分程度の増額を目標として成るべく積極的貯蓄への移行、且つ貯蓄定例日の設定、家庭に於ける兒童名義任意貯蓄を各學校に於て取纏める等、適當なる奨勵方策を樹立の上其の實効を挙げしめることゝなつた。

尙ほ次の二項に依つて從來の實績、將來の實踐方策等の報告を求めることゝなつた。

- 一 從來の兒童貯蓄の實績
  - イ 貯蓄の名稱
  - ロ 貯蓄増加額 (昭和十四年四月—十五年三月まで)
  - ハ 貯蓄兒童 (生徒) 數及び貯蓄せざる兒童數
  - ニ 將來の實踐方策
    - イ 貯蓄増加の具体的方法
    - 兒童 (生徒) 一人當り増加額 (一月分)

及び從來の貯蓄額特殊兒童 (生徒) の動勢に依り貯蓄せしめるものあらばその計畫 (農村に於ける桑皮むきに依る賣却代金貯蓄、廢品回収に依る賣却代金貯蓄) 其他

x x x



紀元二千六百年記念  
鳥取縣少年團  
合同大野營

鳥取縣少年團では光輝ある紀元二千六百年を記念し、第三十五回海軍記念日を卜して去る五月二十七・八日の兩日、全縣下少年團の代表者を郷土の大忠臣名和長年公を奉祀せる名和神社の聖域に集へて大合同野營を實施した。悠久二千六百年の國史の跡を偲ぶと共に、名和公の誠



忠に對へ奉りて與亞少年の意氣を擧げようためである。

當日集合した少年團員は全部で五十校二十七班三百三十四名、大會長には縣少年團長(學務部長)小林誠一氏、大野營長には同副團長社會教育課長美作小一郎氏、總務に縣少年團理事長(社會教育主事)細川隆氏を戴き、二十七日午後一時集合點檢の後社前に於て嚴肅なる紀元二千六百年式典を行ひ、一同聲高らかに宣揚文を

「紀元二千六百年ノ輝カシイ年ニ我等鳥取縣少年團員ハ此ノ有難イ皇國ニ生レ合セタ幸福ヲ感謝シ、名和神社ノ大前デ精神ヲ磨キ身體ヲ鍛ヘ名和公ノ忠義ヲ鑑シテ御國ノ御役ニ立ツ日本人トナリ、天皇陛下ノ大御心ニ添ヒ奉ランコトヲ誓ヒマス。」

を齊唱して少年團員の覺悟を誓つた。終つて名和神社參拜。此の度の會同を記念する爲に、貝塚の記念樹植栽。次いで隊伍堂々閱團分列を行ひ合同體操・大合唱等に依つて時局下少年團員の意氣を發揚した。午後四時過から設營炊爨に取

りかゝつた。團員一同嬉々として立働き、楽しい夕餐を頂いた。六時國旗降納を行つて夕食後は「夜の集ひ」(營火)に各班から唱歌・劇等の出し物が賑つて十時半就寢。殊に一同が光榮に感じたのは、恰も歸郷せられたる豊田代議士が此の夜の集ひに出席せられて、有益なる講話をせられた事である。二十八日は午前五時起床炊爨して朝の行事を行ひ、夕和神社參拜(名和公唱歌齊唱)の後朝食、七時三十分から吉灘境中學校長の「名和公精神と少年團の覺悟」と題する記念講演あり。元寇義舉の史蹟たる名和公御墓所、氏殿神社、長綱寺、名和邸跡等の巡歴を行つて六百餘年の昔を偲び深き感銘を與へた。九時から各班發表があり、劍道・體操や意見發表(紀元二千六百年に當り少年團員の努力せねばならぬ事)を各班から發表して十時から炊爨書食。次で撤收作業・國旗降納後團長の講話があつて「紀元二千六百年奉祝歌」を齊唱して午後一時解散した。

當日參集の少年團員は縣下尋常五年以上の男

女少年團員であつて參加少年團五十箇團體、時局下少年團員の意氣高らかに輝しい紀元二千六

### 彙報

五月二十九日發行「海報」並ニ「寫眞海報」掲載内容左記ノ通

寫眞海報第百十八號掲載内容

- 一 表紙 愛路列車にさしのべる支那良民の手、手、手
- 一 新國民政府答禮使節入京
- 一 水中に闘ふ海軍潜水學校 近代海上戰に恐るべき威力を發揮する潜水艦
- 一 この艦内で乗組員は如何に闘つてゐるだらうか
- 一 マツチも砂糖ももう安心
- 一 六大都市に切符制
- 一 包(パオ)の家からきた蒙古の女學生
- 一 うちの赤ちやん日本一
- 一 東京二千六百年記念乳幼児見番查會
- 一 思想戰と戦ふ爆撃機
- 一 ドイツの宣傳映畫から
- 一 愛路列車が来たぞ
- 一 鐵路愛護に協力する支那良民たちに驚進してきた希望列車
- 一 うすぎの訪問着
- 一 花を訪ふ蟲のかすかす
- 一 科學教室
- 一 讀者のカメラ
- 一 讀物ページ
- 一 〇戦火とともに宣傳戦は進む(下)

百年の記念合同大野營を終つたのであつた。

〇大陸に皇軍を慰問して 鐵道大臣 松野鶴平  
〇海外にゆく農山漁村の幸(下) 〇小學一年生の子供ばかり導いてゆきませう(下)

〇次代國民の育て方(海外小話) 〇寫眞海報問答

- 一 職員健康保險と船員保險 (保險院)
- 一 大北電信會社營業權の回收 (遞信省)
- 一 潜水艦の生活 (海軍省海軍軍事普及部)
- 一 砂糖とマツチの切符調實施 (商工省)
- 一 重慶市民の窮乏状態 (陸軍省情報部)
- 一 蕞東作戦その後の経過 (陸軍省情報部)
- 一 國民政府答禮使節團の來朝 (外務省情報部)
- 一 二千六百年史抄(十九) (菊池寛)